

寄附金控除に係る「申告特例」の手続きをご希望の場合は、「申告特例申請書」に必要事項をご記入の上、鶴ヶ島市役所まで送付してください。(令和 7 年 1 月10日 必着)

記入例

【送付先・問合せ】 〒350-2292
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地1
鶴ヶ島市役所 市民生活部 産業振興課
TEL 049-271-1111(内線235)

令和 6 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第 〇 条第 〇 項第 〇 号の表第 〇 号の欄）

令和 〇 年 〇〇月 〇〇日 埼玉県鶴ヶ島市長 殿		整理番号												
住 所	〒 〇〇県〇〇市××-×	フリガナ	ツルガシマ タロウ											
		氏 名	鶴ヶ島 太郎											
電話番号	××-××××-××××	個人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		生年月日	昭和××年×月×日											

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の付与に関する法律第2条第5項に規定する番号をいう。）を記載してください。

太枠内の項目をすべて記入

マイナンバーを記入
※番号確認書類と本人確認書類を
申請書裏面に添付してください。

（注 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例申請書の提出時、変更届出書を提出してください。

（注 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号の寄附金（同項第4号に該当する場合は受けられなくなります。その場に関する事項を記載した確定申告

寄附をした年月日と金額を記入
※複数回寄附した場合その都度申請書を提出してください

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない	☒
---	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者（以下「対象者」と見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税に申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項）に規定する申告書の提出が不要となる者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日以後の最初の住民税の賦課決定が行われる日の属する年において、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受けるための申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者
- ①②どちらも該当する場合のみ
ワンストップ特例の申請可能

② ふるさと納税による寄附先が、年間で5自治体以下であると見込まれる	☒
------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

★ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税先団体に、特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けることができる制度です。ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの還付は無く、寄附金控除はすべて住民税からされます。

★ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象となる方

次の二つの要件を満たしている必要があります。

- ① 給与所得者等で確定申告又は住民税申告をする必要のない(又は申告をしない)方
- ② 年間におけるふるさと納税の納付先が5団体以内の方

注：ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方や、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方は、これまで同様に確定申告が必要となります。

★ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けるには

ふるさと納税を行う際に、納税先団体へ、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出してください。電子メールやFAXでは受付できません。また、複数回寄附した場合、その都度申請書を提出してください。

※ふるさと納税をした翌年の1月10日必着

★必要書類について

マイナンバー制度により下記の書類を添付していただく必要があります

○個人番号カードをお持ちの方

- ① 個人番号カードの両面のコピー

○個人番号カードをお持ちでない方

- ① 個人番号通知カードのコピー（裏面に変更内容の記載がある場合は裏面のコピーも添付）
- ② ①に加えて、以下のア又はイのいずれか
ア 次のいずれかのコピー（顔写真付のもの）【1点確認】
運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

イ 次のいずれかのコピー（顔写真なしのもの）【2点確認】
各種健康保険被保険者証、基礎年金番号通知書（年金手帳）、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証明

【ご注意ください】

◆ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした。
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した。
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに鶴ヶ島市役所に「変更届出書」を提出すれば特例が適用されます。

※ ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。